

前回のワーキンググループでの 指摘事項について

1. 研修内容について

これまでの議論を踏まえた到達目標の見直し(案)

3) 医療安全に関する研修内容の充実

到達目標案

論点: 医療安全に関する研修内容の充実

C.基本的診療業務 1. 基本的診療能力等にヒヤリ・ハットに関する項目を追加してはどうか。

第5回WG(事務局案)

⑦ インシデント、ヒヤリ・ハット事例等を経験したら、報告書等を作成するとともに、その発生要因を分析することにより、必要な対策について理解し、実践する。(必修)

第2回WG(事務局案)

⑦ アクシデント、インシデント(ヒヤリハット)、医療事故報告書、インシデントレポートを作成し、医療事故の発生要因を分析することにより、必要な対策について理解し、実践する。(必修)

第2回WGのご意見

- ・ アクシデント、インシデント、医療事故、医療事故報告書、インシデントレポート、報告書といった用語が混在している。用語の整理が必要。
- ・ 積極的にインシデント等を報告してほしいが、原案では、アクシデント、インシデントを起こさなければいけないように読める。

第4回WG(事務局案)

⑦ インシデント、ヒヤリ・ハット事例等を経験したら、報告書等を作成するとともに、その発生要因を分析することにより、必要な対策について理解し、実践する。(必修)

第4回WGのご意見

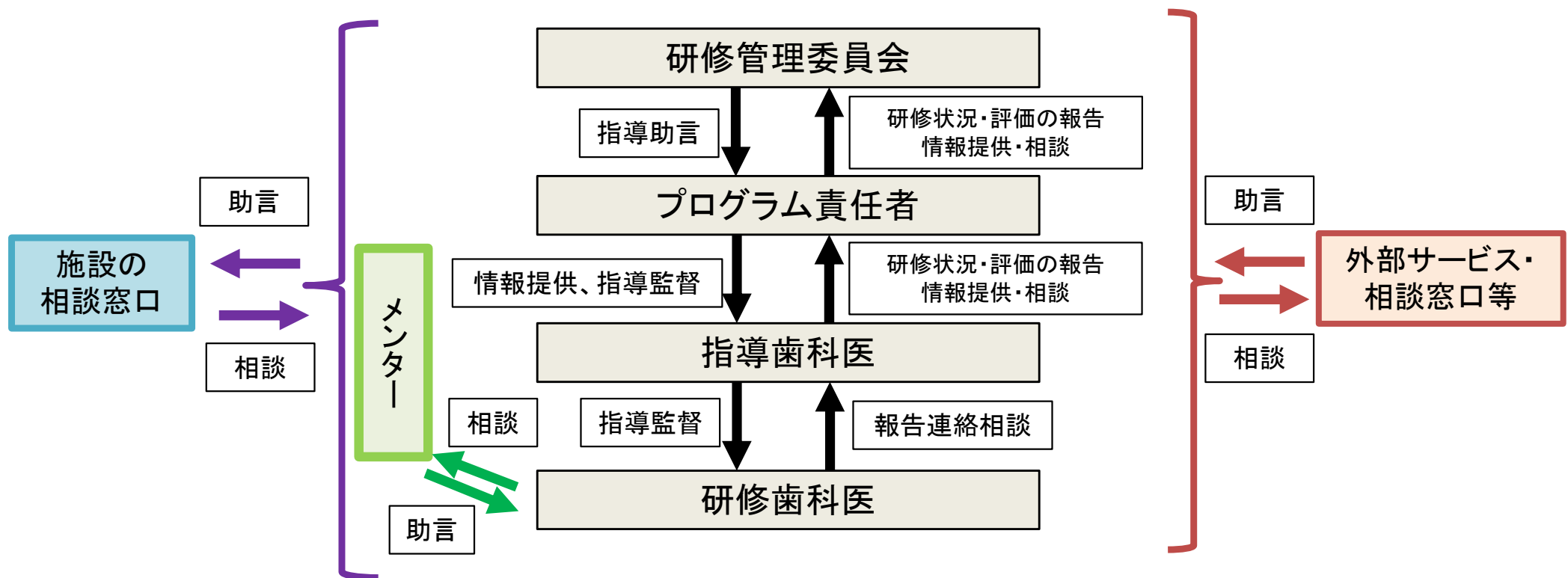
- ・ 「経験したら」という表現では、事故を起こすことが必須であると誤解されてしまうのではないか。
- ・ インシデント等に「気があったら」、「把握したら」というニュアンスの表現にしてはどうか。
- ・ インシデント等は日常診療で必ず起きているものであるということが伝わる表現にしてはどうか。

2. 臨床研修施設について

5) 臨床研修におけるハラスメント等の対策

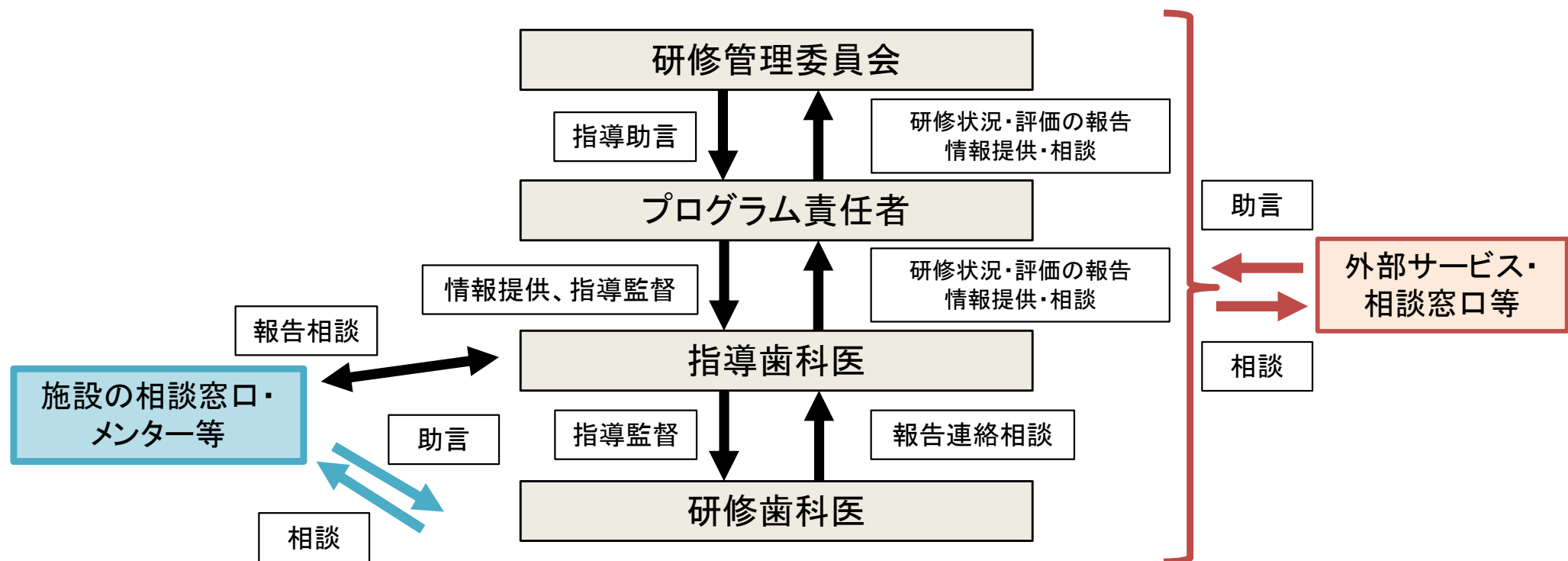
- 医師臨床研修と同様に指導ガイドライン等を作成し、研修歯科医の指導体制を示してはどうか。
- その中に、メンター等の研修歯科医をサポートする体制の整備について示してはどうか。
- 臨床研修に関わる全ての者について、外部サービス・相談窓口等を利用することが可能であることを明確化してはどうか。

【研修歯科医のサポート体制の例】



- 医師臨床研修と同様に指導ガイドライン等を作成し、研修歯科医の指導体制を示してはどうか。
- その中に、メンター等の研修歯科医をサポートする体制の整備について示してはどうか。
- 臨床研修に関わる全ての者について、外部サービス・相談窓口等を利用することが可能であることを明確化してはどうか。

【研修歯科医のサポート体制の例】



第4回WGのご意見

- ・ メンターやプログラム責任者、研修管理委員会と施設の相談窓口との関わりについても記載してはどうか。

3. 指導体制について

1) 指導歯科医のフォローアップ研修のあり方

- 30分を1単位、5単位以上を必要単位として、各項目1単位以上を必須とする。
- 日本歯科専門医機構の共通研修等について、今後作成する本研修会の開催指針の要件を満たしていれば、フォローアップ研修の単位として認める。

【項目・テーマ案:5つの項目】

【歯科医師臨床研修制度】※2つ併せて1単位とする

- 臨床研修制度について
- 今後、求められる歯科医療提供体制について

【臨床研修の実際】

- カリキュラムプランニング(目標・方略・評価等)
- 総合診療計画
- 歯科医師に望まれる総合的・基本的な診療能力
- 指導歯科医の在り方
- 根拠に基づいた医療(EBM)
- 医療面接
- 患者と歯科医師との関係、医療倫理
- 医療管理(保険診療・チーム医療・地域医療)
- その他臨床研修に必要な事項

【ハラスメント、メンタルヘルス、多様性への配慮等】

- ハラスメント等の考え方、メンタルヘルス、多様性への配慮等

【医療安全関連】

- 医療安全・感染予防

【労務関係等】

- 人材育成・医療従事者の勤務環境改善
マネジメント

※赤字:変更箇所

- 30分を1単位、6単位以上を必要単位として、各項目1単位以上を必須とする。
- 日本歯科専門医機構の共通研修等について、今後作成する本研修会の開催指針の要件を満たしていれば、フォローアップ研修の単位として認める。

【項目・テーマ案:6つの項目】

【歯科医師臨床研修制度】

- 臨床研修制度について

【臨床研修の実際】

- カリキュラムプランニング(目標・方略・評価等)
- 総合診療計画
- 歯科医師に望まれる総合的・基本的な診療能力
- 指導歯科医の在り方
- 根拠に基づいた医療(EBM)
- 医療面接
- 患者と歯科医師との関係、医療倫理
- 医療管理(保険診療・チーム医療・地域医療)
- その他臨床研修に必要な事項

【ハラスメント、メンタルヘルス、多様性への配慮等】

- ハラスメント等の考え方、メンタルヘルス、多様性への配慮等

【医療安全関連】

- 医療安全・感染予防

【社会歯科関連】

- 歯科医療提供体制

【労務関係等】

- 人材育成・医療従事者の勤務環境改善
マネジメント

※緑字:新しく項目を設けるテーマ

※赤字:現在のフォローアップ研修・指導歯科医講習会、両方のテーマにある項目

※青字:現在のフォローアップ研修のテーマにある項目 ※黒字:現在の指導歯科医講習会のテーマにある項目

第4回WGのご意見

- 指導歯科医は、歯科保健医療を取り巻く状況の変化を理解したうえで研修歯科医の指導にあたることが求められることから歯科医療提供体制と歯科臨床研修制度を併せて1つの項目としてもいいのではないかと。 8

2. 臨床研修施設について

4) 臨床研修施設の地域偏在への対応

① 指導歯科医講習会

(論点)

- 指導歯科医講習会受講修了とともに指導歯科医になることが可能な者が受講しやすくなるよう、指導歯科医講習会の開催指針の「6 指導歯科医講習会の参加者」に、指導歯科医の要件である「臨床経験7年以上または5年以上の臨床経験を有する者であって、日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門医の資格を有する者」を追加してはどうか。

【開催指針(案)】

6 指導歯科医講習会の参加者

- ・ 臨床経験7年以上の臨床経験を有する者
- ・ 5年以上の臨床経験を有する者であって、日本歯科専門医機構の専門医又は日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門医の資格を有する者

【歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(案)】

6 研修管理委員会等の要件

(4) 指導歯科医等

ア 指導歯科医は、常に勤務する歯科医師であって研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

(ア)「研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、一般歯科診療についての的確に指導し、適正に評価を行うことができ、以下の①、②のいずれかの条件に該当する者であること。なお、臨床経験には、臨床研修を行った期間を含めて差し支えないこと。

②5年以上の臨床経験を有する者であって、日本歯科専門医機構の専門医又は日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門医の資格を有し、指導歯科医講習会を受講していること。

(論点)

- 指導歯科医講習会受講修了とともに指導歯科医になることが可能な者が受講しやすくなるよう、指導歯科医講習会の開催指針の「6 指導歯科医講習会の参加者」に、指導歯科医の要件である「臨床経験7年以上または5年以上の臨床経験を有する者であって、日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門医の資格を有する者」を追加してはどうか。

【開催指針(案)】

6 指導歯科医講習会の参加者

臨床経験7年以上、または、5年以上の臨床経験を有する者であって日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門医の資格を有する者を参加者とする。

第4回歯科医師臨床研修部会のご意見

- ・ 指導歯科医講習会の参加要件については、日本歯科専門医機構認定の専門医資格を取得していることも追加してはどうか。
- ・ あくまで専門医資格は、広告可能な事項として厚生労働省告示で認められているものであるもので、指導歯科医の要件としては、日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門医の資格を有する者としてはどうか。
- ・ 指導歯科医講習会の受講機会を増やすことが地域の臨床研修施設を増やすことには繋がらない。一人医長の多い病院歯科が研修歯科医をどう受け入れるかを考えるべき。

- 参加者に関する規定は、「大学及び大学の附属病院において指導歯科医講習会を開催する場合においては、当該大学附属病院にて指導歯科医の任につく予定者の他、従たる施設又は協力型臨床研修施設等の大学附属病院以外の施設において指導歯科医の任につく予定者を参加者に含むこと。」のみとなっている。

歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について（抜粋）

第2 指導歯科医講習会の開催指針

2 指導歯科医講習会の開催期間

指導歯科医講習会の開催期間は、原則として、実質的な講習時間の合計が16時間以上で開催されること。2泊3日以上が望ましいが、少なくとも2日間以上で開催されること。

3 指導歯科医講習会の形式

指導歯科医講習会は、いわゆるワークショップ(参加者主体の体験型研修)形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 指導歯科医講習会の目標があらかじめ明示されていること。
- (2) 一回当たりの参加者数が50名以内であること。
- (3) 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。
- (4) グループ討議の成果及びグループ発表の結果が記録されるとともに、その記録が盛り込まれた講習会報告書が作成されること。
- (5) 参加者の緊張を解く工夫(アイスブレイキング)が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- (6) 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

6 指導歯科医講習会の参加者

大学及び大学の附属病院において指導歯科医講習会を開催する場合においては、当該大学附属病院にて指導歯科医の任につく予定者の他、従たる施設又は協力型臨床研修施設等の大学附属病院以外の施設において指導歯科医の任につく予定者を参加者に含むこと。

- 指導歯科医の要件は、「7年以上の臨床経験を有する者であって、指導歯科医講習会を受講した者」、または、「5年以上の臨床経験を有する者であって、日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門医の資格を有し、指導歯科医講習会を受講している者」となっている。

歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(令和3年3月31日付け厚生労働省医政局長通知 抜粋)

(4) 指導歯科医等

ア 指導歯科医は、常に勤務する歯科医師であって研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

(ア)「研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、一般歯科診療についての確に指導し、適正に評価を行うことができ、以下の①、②のいずれかの条件に該当する者であること。なお、臨床経験には、臨床研修を行った期間を含めて差し支えないこと。

- ① 7年以上の臨床経験を有する者であって、指導歯科医講習会(「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について」(平成16年6月17日付け医政発第0617001号)にのっとり開催されたもの。以下同じ。)を受講していること。なお、都道府県歯科医師会会長の推薦があることが望ましいこと。
 - ② 5年以上の臨床経験を有する者であって、日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門医の資格を有し、指導歯科医講習会を受講していること。
- (イ) 指導歯科医は、臨床研修指導のための研さん続けなければならないこと。指導歯科医講習会受講後も、定期的に歯科医師臨床研修制度等に関する講習会等を受講すること。

(医政局長通知 令和3年 医政発0331第75号 抜粋)

2. 臨床研修施設について

4) 臨床研修施設の地域偏在への対応

② 広域連携型プログラム

【歯科医師臨床研修広域連携型プログラムについて】

○広域連携型プログラムの定義

- ・研修歯科医が多い地域にある臨床研修施設を管理型として、研修歯科医の少ない地域の臨床研修施設で一定期間研修を行うプログラムとしてはどうか。**（地域の管理型臨床研修施設と都市部の協力型臨床研修施設についても同様）**

○広域連携型プログラムにおける研修歯科医の少ない地域における研修の定義

- ・「研修歯科医の少ない地域」の定義についてどのように考えるか。
- ・「研修歯科医の少ない地域」での研修期間についてどのように考えるか。
（案1） 協力型（Ⅱ）臨床研修施設のみとして、1ヶ月以内とする。
（案2） 協力型（Ⅰ）または（Ⅱ）臨床研修施設として、4ヶ月以内とする。

○広域連携型プログラム（仮）の推進のための支援

- ・**安心・充実した研修となるよう、協力型（Ⅰ・Ⅱ）での研修中のフォロー体制を整備する。**
- ・**自施設のホームページに、地方の協力型（Ⅱ）等の施設や研修内容等の情報を掲載することを明記するとともに、厚生労働省が広域研修プログラムへの参加を希望する管理型、協力型臨床研修施設の情報収集・情報提供を行うこととしてはどうか。**

(論点)

- 研修歯科医が多い地域にある研修施設と研修歯科医が少ない地域の研修施設が連携して広域で研修を行うプログラム(歯科医師臨床研修広域連携型プログラム)を新設することとしてはどうか。

【歯科医師臨床研修広域連携型プログラムについて】

○広域連携型プログラムの定義

- ・研修歯科医が多い地域にある臨床研修施設を管理型として、研修歯科医の少ない地域の臨床研修施設で一定期間研修を行うプログラムとしてはどうか。

○広域連携型プログラムにおける研修歯科医の少ない地域における研修の定義

- ・「研修歯科医の少ない地域」の定義についてどのように考えるか。
- ・「研修歯科医の少ない地域」での研修期間についてどのように考えるか。
 - (案1) 協力型(Ⅱ)臨床研修施設のみとして、1ヶ月以内とする。
 - (案2) 協力型(Ⅰ)または(Ⅱ)臨床研修施設として、4ヶ月以内とする。

○広域連携型プログラム(仮)の推進

- ・現状の歯科医師臨床研修費補助事業の補助金をどのように考えるか。

○厚生労働省による広域連携型プログラム推進のための支援

- ・厚生労働省が広域研修プログラムへの参加を希望する管理型、協力型臨床研修施設の情報収集・情報提供を行うこととしてはどうか。

歯科医師臨床研修広域連携型プログラムへのご意見

第4回歯科医師臨床研修部会のご意見

- 都市部の歯科部附属病院と地方の医学部附属病院の歯科が組んで研修歯科医を教育するプログラムを作れば、地方に行く研修歯科医も増え、医科歯科連携にも資するのではないか。

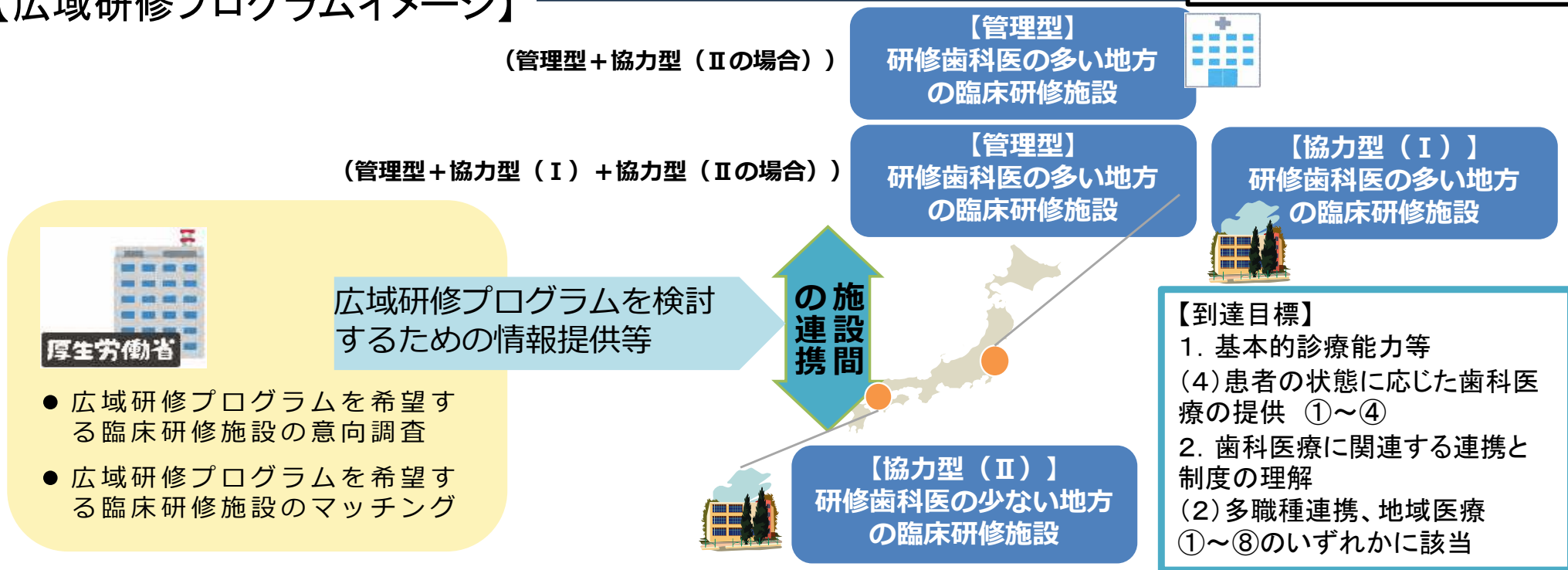
第4回WGのご意見

- 現状、歯科は医科に比べて人材の流動性が少ないので、こういった試みは必要。
- 研修歯科医の少ない地域の施設に限定せず、到達目標の「多職種チームへの参加」を選択している施設も対象とする等、到達目標も絡めてはどうか。
- 地方に行くことを促す仕組みはいいと思うが、一方で、協力型(Ⅱ)が少ない都道府県もあるので、大学病院は積極的に協力型(Ⅱ)を増やし、育てていく必要がある。
- 研修歯科医の引越費用や地域での滞在費等を行政が支援することを検討すべきではないか。
- メンター制度などもうまく使いながら、地方での研修においても、しっかりフォローが受けられる体制を整える必要がある。
- 施設のホームページで、地方の協力型(Ⅱ)等の施設や研修内容等の情報をわかりやすく伝えるといいのではないか。

広域研修プログラムとその支援のイメージ(現時点案)

令和6年度医道審議会歯科医師分科会
歯科医師臨床研修部会(第4回)資料

【広域研修プログラムイメージ】



【スケジュールイメージ】

	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)
厚生労働省	WG議論 報告書とりまとめ	関係省令・通知 の改正、周知	広域研修プログラムの 情報収集・提供	新規プログラムの審査	新規プログラムの審査		
臨床研修施設		広域研修プログラムの検討/調整 (年度内に調整が可能な場合)	4/1新規プログラムの申請	4/1新規プログラムの申請	広域研修プログラムの開始		
		(調整に時間がかかる場合)			4/1新規プログラムの申請		

その他)

**不適切な事案があった場合の臨床研修
施設の取扱いについて**

臨床研修施設の指定の申請に関する課題

- 単独型臨床研修施設の指定の新規申請をした施設が、指定基準の「原則として直近の5年間で2年以上臨床研修の実績があること」を満たすかについて、疑義が生じた。

【事例概要】

- ・ 単独型臨床研修施設の指定の申請をした施設が、2年以上の研修の実施はあったものの、その内容に不適切な事案が認められた。
- ・ 現在の施行通知においては、協力型（Ⅰ）臨床研修施設としての実績について、当該期間に不適切な事案が生じていても、2年以上の実施期間があれば単独型あるいは管理型の臨床研修施設として新規申請が可能となっている。



単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設として新規申請する際に、協力型（Ⅰ）臨床研修施設としての2年以上臨床研修の実績について適切に実施されていない場合（その疑いがある場合も含む。）は、新規申請の適否について歯科医師臨床研修部会において対応を審議することが可能となるよう、取り扱いを明確化してはどうか。

不適切な事例があった場合の臨床研修施設の取扱いについての現状と課題

- 現在の施行通知には、単独型臨床研修施設の指定の基準については、協力型（Ⅰ）臨床研修施設として2年以上臨床研修の実績があることのみが記載され、実績の内容に疑義がある等、不適切な事案があった場合においても、単独型臨床研修施設の申請が一定期間できないことや、再び2年間の実績が必要等の規定がない。

4 臨床研修施設の指定の申請

（１）単独型臨床研修施設の指定の申請

ア 単独型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の4月30日までに、当該病院又は診療所に関する臨床研修施設申請書（新規申請）（様式1-1）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に単独型臨床研修施設の指定を受けている病院又は診療所であっても、新たに他の区分の臨床研修施設になろうとする場合は、当該区分の臨床研修施設の指定申請を行わなければならないこと。

イ 臨床研修施設申請書（新規申請）（様式1-1）には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。

（ア）当該指定に係るすべての研修プログラム

（イ）研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、研修協力施設となる施設に関する研修協力施設概況表（様式2）

ウ 臨床研修施設申請書（新規申請）（様式1-1）及び添付書類は、当該病院又は診療所の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

5 臨床研修施設の指定の基準

（１）単独型臨床研修施設の指定の基準

タ 病床を有さない診療所においては、臨床研修施設群の協力型（Ⅰ）臨床研修施設として指定を受けており、原則として直近の5年間で2年以上臨床研修の実績があること